

収納企業名

日本システム収納株式会社 (NSS)

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名

銀行
信託銀行
信用金庫
信用組合
その他

支店名

支店
御中

預金種目

1. 普通(総合) 2. 当座

口座番号(右づめ7桁でご記入ください)

フリガナ

(法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。)

口座名義人

※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。

金融機関へのお届出印

印

振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

種目コード	契約種別コード	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)
1 6 6	3 0	1 0	の 1
口座名義人	か	お届出印	
払込日	27日(ただし非営業日の場合は翌営業日)		
払込先口座番号	00970-6-15938	払込先加入者名	日本システム収納株式会社

お届出印をご捺印ください。

金融機関受付印

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

- 預金口座振替規定 - (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について事前に紛議が生じて、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	(不備返却事由)	検印	
	1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義 (備考))	3. 印鑑相違 4. その他 ()	印鑑照合
			受付印

預金口座振替依頼書に不備があった場合、新しい依頼書を再手配ください。
不備の依頼書は返却せず、日本システム収納株式会社にて、適切に保管、廃棄します。

この依頼書(申込書)にご記入いただいた個人情報は、団体及び団体から委託を受けた日本システム収納株式会社が預金口座振替(自動払込)業務およびこれに付随・関連する業務に限り使用します。

【団体使用欄】

加入者名、加入者コード、所属コードは必要に応じて記入願います。

加入者名													
加入者コード													所属コード
団体名	公益社団法人名古屋西法人会										団体コード	0934565	



<不備返送先(金融機関用)>
〒564-8523
吹田市江坂町1丁目23番101号
日本システム収納株式会社
電話 (06) 6386-5702

< 預金口座振替依頼書 ご記入方法について(団体用) >

(NSS口座振替汎用依頼書用)

■必ず「預金口座振替依頼書」の原本を団体様へご提出ください。

法人用記入見本

いずれかを選択

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)
(兼 預金口座振替申込書)

2022年 6月 1日

2200

収納企業名
日本システム収納株式会社 (NSS)

ゆうちょ銀行以外 の金融機関	金融機関名	みずほ	銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	その他	支店名	大手町	支店 御中
	預金種目	1. 普通(総合) 2. 当座	口座番号(右づめ/桁でご記入ください)	1	2	3	4	5	6	7

お振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

種目コード	契約種別コード	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)	お振替日
1	6	6	3 0 1	0

お振替日 27日 (ただし非営業日の場合は翌営業日)

払込先 口座番号 00970-6-15938 払込先 加入者名 日本システム収納株式会社

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を収納者の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしますので預金口座振替規定を
預約(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

- 預金口座振替規定 - (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引降しの上で支払ってください。この場合、預金規定または当座規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小印の提出はししません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもしつつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま振替期にわたって会社から請求がない等相当の事由があるときは、よくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り替えておしつつかえありません。
- この預金口座振替について事前に紛争が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には従事をおけません。

(不備返却事由)
1. 預金取引なし 3. 印鑑相違
2. 記載事項等相違 4. その他
(店名、預金種目、口座番号、口座残高)
(備考)

捺印
金融機関受付印
お振替印
取 扱 店 日 附 印

預金口座振替依頼書に不備があった場合、新しい依頼書を再手配ください。
不備の依頼書は返却せず、日本システム収納株式会社にて、適切に保管、廃棄します。

この依頼書(申込書)にご記入いただいた個人情報、団体及び団体から委託を受けた日本システム収納株式会社から預金口座振替(自動払込)業務およびこれに付随・関連する業務に限り使用します。

【団体使用欄】
加入者名、加入者コード、所属コードは必要に応じて記入願います。

加入者名		所属コード		団体 コード	
加入者コード					
団体名					

改訂日: 2022.05.01



<不備返送先(金融機関用)>
〒564-8623
茨城県日立市日立25番101号
日本システム収納株式会社
電話 (06) 6386-6172